

廃棄物が地下にある指定区域

令和8年3月9日現在

番号	指定区域	埋立地の区分
1	瀬戸市針原町36番及び39番の各一部	政令第13条の2第1号
2	瀬戸市山路町128番2から128番9まで、128番16、128番17及び128番72の各一部	省令第12条の31第1号
3	犬山市字佐ヶ瀬20番12から20番16まで及び20番19の全部並びに19番2、20番9から20番11まで及び20番24の各一部	政令第13条の2第1号
4	小牧市大字林字西山1987番6の全部及び1987番7の一部並びに字角手2144番336、2144番337、2144番566、2144番286から2144番288まで及び2144番328の全部	政令第13条の2第2号
5	小牧市大字大草字年上坂6205番及び6206番の各一部	政令第13条の2第2号
6	小牧市大字大草字太良3562番1及び3562番3から3562番6までの各一部	省令第12条の31第1号
7	瀬戸市北丘町100番3の一部	政令第13条の2第1号
8	瀬戸市北丘町100番1の一部	政令第13条の2第1号
9	瀬戸市山の田町43番42、43番43及び52番の各一部	政令第13条の2第2号
10	瀬戸市水北町1932番、1933番1、1933番2、1934番1から1934番4まで、1935番1から1935番3まで、1936番1から1936番3まで、1937番1、1937番2、1938番1、1938番2、1939番及び1940番の全部	政令第13条の2第2号
11	瀬戸市山の田町43番40、43番41、43番243、43番244、53番1、53番5、54番、55番2及び55番3の各一部	政令第13条の2第2号
12	稲沢市平和町法立古川新田93番から100番までの全部	省令第12条の31第2号
13	瀬戸市広之田町283番4から283番6まで及び283番8から283番17までの全部	政令第13条の2第1号
14	瀬戸市品野町一丁目127番6及び128番の各一部	政令第13条の2第2号
15	瀬戸市上陣屋町119番1の一部	政令第13条の2第1号
16	瀬戸市背戸側町57番1から57番18まで及び138番の各一部	政令第13条の2第1号
18	尾張旭市旭ヶ丘町長洞5892番1、5894番、5896番、5897番1及び5898番1の全部	政令第13条の2第2号
19	日進市岩崎町阿良池7番1から7番3まで、7番8、7番9及び12番96の全部	省令第12条の31第2号
20	海部郡弥富町大字松名字小松無番、287番6から287番8まで、287番11、287番13及び287番18の全部並びに287番17の一部	政令第13条の2第2号
21	海部郡飛島村大字新政成字未之切809番1の一部	政令第13条の2第1号
22	半田市市の崎町2番35、2番203及び2番236の全部	政令第13条の2第2号
23	半田市市の崎町2番28の一部並びに知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番82の全部及び1番28の一部	政令第13条の2第1号
24	東海市新宝町30番1の一部	政令第13条の2第2号
25	大府市横根町箕手8番及び41番79から41番82までの全部並びに41番78及び41番196の各一部	政令第13条の2第2号
26	知多市新知字南新生5番から7番まで及び9番の全部並びに4番、8番、10番2、17番、18番、21番、137番及び159番の各一部	政令第13条の2第2号
27	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番83及び1番86の全部	政令第13条の2第1号
28	知多郡南知多町大字豊丘字布干18番32、20番7及び20番9の全部並びに18番6、18番33、20番1から20番6まで、20番8及び20番10の各一部	省令第12条の31第2号
29	東海市新宝町30番1の一部	政令第13条の2第2号
30	東海市南柴田町チノ割325番16及びリノ割363番11の各一部	省令第12条の31第2号
31	知多郡美浜町大字奥田字新入道34番5、34番41及び34番43の各一部	政令第13条の2第2号
32	知多郡武豊町字五号地2番の一部	政令第13条の2第2号
33	安城市安城町多門89番、90番1、90番2、91番1、91番2、95番、112番、114番から117番まで及び125番から129番までの全部並びに84番、88番、92番1、92番2、93番1、93番3、94番、96番、97番、106番、110番、111番、113番、118番から120番まで、124番及び130番の各一部	政令第13条の2第2号
34	安城市安城町甲山寺70番から83番まで、84番1、84番2及び85番から91番まで並びに多門70番から83番まで、98番から105番まで及び107番から109番までの全部並びに多門84番、96番、97番、106番、110番、111番及び130番の各一部	政令第13条の2第2号
35	高浜市春日町一丁目7番10から7番13までの全部	政令第13条の2第2号
36	高浜市春日町一丁目8番3の一部	政令第13条の2第2号

番号	指定区域	埋立地の区分
37	高浜市芳川町四丁目6番1から6番4まで及び6番6から6番16までの全部	政令第13条の2第2号
38	幡豆郡一色町大字生田字一ノ割45番15の全部	政令第13条の2第2号
39	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田1番326、1番335、1番338及び1番339の全部並びに1番53の一部	政令第13条の2第2号
40	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田4番107の一部	政令第13条の2第2号
41	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田4番282及び4番307の全部	政令第13条の2第2号
42	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田3番52から3番55まで及び3番109から3番111までの全部	政令第13条の2第2号
43	幡豆郡一色町大字細川字大岡六ノ割1番1、1番2、2番、3番1、4番1、4番2、5番1及び5番2の全部	政令第13条の2第1号
44	幡豆郡一色町大字生田字真野新田17番20、17番25から17番27まで、18番5、18番12、18番14、18番16及び19番15の全部	政令第13条の2第2号
45	額田郡幸田町大字坂崎字鐘場23番1、23番4から23番6まで、24番1、24番2及び25番の全部	政令第13条の2第1号
47	碧南市須磨町2番3及び2番27の全部	政令第13条の2第2号
49	碧南市浜町1番の一部	政令第13条の2第2号
52	新城市豊島字キシ4番、7番、8番、11番、12番、14番1、15番1、16番1、17番、18番、19番1、20番、22番2及び26番1から26番3までの全部	政令第13条の2第2号
53	新城市一鍛田字余松27番1、33番から38番まで、39番1、40番1、42番1、46番、47番1、48番1、50番から57番まで、57番1、58番、59番、60番1、60番2、61番から63番まで、64番・65番合併、66番、67番、70番から75番まで、75番1及び76番から78番までの全部	政令第13条の2第2号
54	新城市中宇利曾根川南90番の一部	省令第12条の31第2号
55	新城市富岡字西足柿23番4、23番28から23番30まで、23番33から23番36まで及び23番86並びに宇東川60番61、60番220、60番221、60番266、60番268から60番270まで、60番272から60番274まで及び69番2の全部並びに宇西足柿23番32並びに宇東川60番53及び60番218の各一部	政令第13条の2第1号
56	田原市浦町米山18番及び22番の全部並びに米山5番、7番1、9番、11番3、15番1、16番1、17番、19番、20番1、20番2及び21番並びに西側74番1及び91番1の各一部	政令第13条の2第1号
57	田原市六連町栗穴1233番1の一部	政令第13条の2第1号
58	豊川市大木町新道56番1、56番5及び56番6の各一部	政令第13条の2第1号
59	豊川市上長山町手取42番から47番までの全部	政令第13条の2第1号
60	宝飯郡御津町大字金野字籠田33番1、34番1、36番2及び36番6の各一部	政令第13条の2第1号
61	田原市堀切町小松野49番1、50番から52番まで、53番1、54番1及び55番の各一部	政令第13条の2第1号
62	豊川市千両町小路45番、46番、46番1、47番から53番まで、53番1、54番、55番3、55番4、56番及び109番1の全部	政令第13条の2第2号
63	田原市浦町東田33番の一部	政令第13条の2第2号
64	田原市高松町岩ヶ下132番及び133番1の全部	政令第13条の2第2号
65	田原市相川町栗穴1074番、1087番1から1087番3まで及び1088番の全部並びに1089番及び1090番の各一部	政令第13条の2第2号
66	豊明市香掛町山田22番、28番1、28番2、28番4、29番1から29番4まで、31番から39番まで、40番3、50番1、50番2、50番6、51番1、51番3から51番5まで、52番1から52番4まで、53番1、53番3、54番1、54番3、55番1、55番3、56番1、57番1から57番3まで、58番1から58番3まで、59番から68番まで、69番1、76番、76番1、78番1、82番、83番及び85番2の全部並びに20番3、20番5、23番、25番から27番まで、28番3、30番、40番1、42番1から42番5まで、50番4、50番9、50番10、69番、75番、77番から81番まで、84番2、84番3、85番、86番2、86番3及び96番17の各一部、坊主山5番7から5番12まで、5番26、5番44、5番53から5番55まで及び6番1の全部並びに1番39及び6番2の各一部並びに勅使1番13、1番65及び1番66の全部	政令第13条の2第1号
67	瀬戸市北丘町263番及び296番の全部並びに297番、298番1から298番3まで、299番1、299番2及び300番から302番までの各一部	政令第13条の2第1号

番号	指定区域	埋立地の区分
68	津島市鹿伏兎町袴腰72番から80番まで、81番1から81番3まで、82番1、82番2、86番1から86番3まで、87番1、87番3、88番2、88番3、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1、91番2、92番1、92番2、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2、96番1、96番2、97番1、97番2、98番1、98番2、99番1、99番2、100番、101番1、101番2、102番、103番1、103番2、104番1、104番2及び105番の全部	政令第13条の2第2号
69	津島市新開町2丁目86番、89番及び209番までの各一部	省令第12条の31第1号
70	海部郡七宝町大字鷹居5丁目88番1、88番2、89番から96番まで及び108番の全部	省令第12条の31第1号
71	海部郡七宝町大字鷹居5丁目2番から12番まで、13番1、14番、15番1、16番1、17番1、18番1から18番3まで、19番1、19番2、20番、21番1から21番3まで、22番、23番、24番1、24番2、25番1、26番1、27番1、27番2、28番1、28番2、29番1、29番2、30番1、31番1、32番1、97番、98番1、99番1、103番1、103番3及び112番の全部	省令第12条の31第1号
72	海部郡七宝町大字安松5丁目29番から45番までの全部	省令第12条の31第1号
73	海部郡蟹江町大字蟹江新田字小助山1番、4番、4番5、63番及び66番1の各一部	省令第12条の31第1号
74	海部郡弥富町大字鍋田字八穂58番の全部	省令第12条の31第1号
75	海部郡飛島村大字服岡8丁目30番、31番1、31番2、32番及び33番の全部	省令第12条の31第1号
76	知多郡武豊町字壱町田266番、267番、271番及び272番の全部	省令第12条の31第2号
77	知多市新舞子字姥山2番1、3番4、3番7、3番16、3番17、3番35及び3番36並びに日長台229番、398番及び399番の全部	政令第13条の2第1号
78	知多郡南知多町大字日間賀島字西側67番の全部	省令第12条の31第2号
79	大府市北崎町大根2番183の全部	政令第13条の2第1号
80	知多郡東浦町大字生路字5号地1番から17番まで及び36番から38番までの全部	省令第12条の31第2号
81	半田市乙川末広町50番及び50番1の全部	省令第12条の31第2号
82	刈谷市泉田町下中割30番1、87番1、93番1、98番及び99番、西沖ノ川原2番2及び3番3並びに西割47番1、48番1、49番1、50番、51番1、52番、53番1、53番3、54番1及び54番3の全部	政令第13条の2第1号
83	安城市福釜町大洲91番から97番までの全部並びに98番から103番までの各一部並びに榎前町宮下71番から80番まで、83番及び86番の全部並びに82番、90番及び92番から96番までの各一部	政令第13条の2第1号
84	知立市山屋敷町板張1番、2番、4番から7番まで並びに見社1番、2番、4番1、5番から7番まで、8番1、9番1、10番1及び10番2の全部	政令第13条の2第1号
85	西尾市平原町恵下入17番1、17番2、17番6、18番1及び19番の全部	政令第13条の2第1号
86	幡豆郡幡豆町大字東幡豆字西山谷22番から24番まで並びに字小廻2番及び3番の全部	省令第12条の31第1号
87	幡豆郡幡豆町大字西幡豆字東奥山13番157の全部	省令第12条の31第1号
89	幡豆郡吉良町大字宮迫字樫ノ木3番2、3番4、5番14、6番5、7番1、7番3、18番1、18番6、20番1、20番3、21番1、21番4、59番1、63番1、64番1及び64番2の全部	省令第12条の31第1号
90	額田郡幸田町大字大草字稲場71番から77番まで、82番及び84番の全部	政令第13条の2第2号
91	額田郡幸田町大字高力字稲場21番1、24番1、25番1、26番1、26番3から26番5まで、27番1、28番1、29番1、29番2、30番1、31番、32番1、33番1、34番1、35番、36番、39番、40番、41番1、43番1、44番から46番まで、47番1から47番3まで、48番、49番1、49番2、50番、51番1から51番3まで、52番1、53番1、54番1、55番、56番1から56番3まで及び57番1から57番3まで並びに大字大草字稲場40番1、45番1、46番から53番まで、54番1、54番2、55番から58番まで並びに字大正8番及び9番の全部	省令第12条の31第1号
92	幡豆郡一色町大字生田字竹生新田4番51の全部	省令第12条の31第1号
93	幡豆町一色町大字佐久島字秋葉山1番4の全部	政令第13条の2第1号
94	北設楽郡東栄町大字振草字小林中田34番の一部	政令第13条の2第1号

番号	指定区域	埋立地の区分
95	新城市矢部字本並52番2及び52番8から52番12まで並びに字松下1番1、1番2、1番5から1番7まで、1番9から1番11まで、2番1、2番3、3番1、3番2、4番1、4番2、19番5、20番3、21番1から21番3まで、22番1、22番2及び22番6並びに富永字松下4番1の全部	政令第13条の2第1号
96	新城市七郷一色字桐久保55番の一部	政令第13条の2第1号
97	新城市作手菅沼字寺ノ入12番5の一部	政令第13条の2第1号
98	豊川市市田町東堤上41番1、41番3、41番7、41番8、41番10、42番1から42番5まで、43番1から43番3まで及び44番1の全部並びに東堤上42番6、44番2及び66番並びに北山7番24の各一部	省令第12条の31第1号
99	豊川市東上町権現21番及び22番の各一部	省令第12条の31第2号
100	豊川市足山田町小金16番3の一部	省令第12条の31第1号
101	宝飯郡小坂井町大字伊奈字一ノ坪17番及び21番の全部	省令第12条の31第2号
102	宝飯郡御津町大字金野字籠田31番1の全部	省令第12条の31第2号
103	田原市六連町浜辺1番1の一部	政令第13条の2第2号
104	田原市相川町嶋森87番21、93番及び94番の全部並びに87番5の一部	政令第13条の2第2号
105	豊川市千両町下ノ市場28番1、28番2、30番、31番、32番1及び33番の全部	省令第12条の31第1号
106	豊川市千両町下ノ市場41番1、43番1、44番、45番及び46番1の全部	省令第12条の31第2号
107	豊川市千両町下ノ市場130番から132番までの全部並びに115番、117番から122番まで及び135番の各一部	政令第13条の2第2号
108	海部郡飛島村大字新政成字未之切809-1の一部	政令第13条の2第1号
109	半田市潮干町1-1の一部	政令第13条の2第1号
110	常滑市樽水字東頭高7番10の一部	政令第13条の2第1号
111	知多郡美浜町大字奥田字奥白沢89番1から89番3まで、90番3及び91番1から91番4まで並びに字中山33番27	政令第13条の2第1号
112	知多郡美浜町大字奥田字新池25-7、25-11及び25-12並びに字青山46-12、46-13及び46-15の各一部	政令第13条の2第1号
113	西加茂郡三好町大字苧生字山田60-3及び60-17の各一部	政令第13条の2第1号
114	新城市有海字落合21及び28-1	省令第12条の31第2号
115	知多市日長字赤坂25、28-1、28-2、29及び30、字原山8-1、8-2、9から14まで、15-1、15-2、16から19まで、20-1、20-2、21から25まで、112、113-1、113-2、117-1-1及び124-1の全部並びに字赤坂24-1、35及び97-1、字原山6、7、29、110-3、161、166及び167の各一部	政令第13条の2第1号
116	一宮市浅井町極楽寺字北浦815、841から843まで、851、851-1、852から855まで、856-1、868-1、869-1、870-1、871-1、876-1、877-1、882-1、882-3、883、883-1、898から903まで及び917から919まで、字切所736、739-2、752から754まで、763-1、765から770まで、776から780まで、781-1及び781-2の全部並びに字北浦812-1、814、816、820-1、821-1、822-1、823-1、827-1、828-1、829、830-1、831、836-2、837-1、838-1、839-1、840-1、844、850、856、868から871まで、876、877、882-2、882-4、884、897、904から907まで、914、916、920-1及び920-2、字切所733、734、734-1、735、737、738、739-1、740、742-1、750-1、751、755、758、759-1、764-1、764-2、771、774、775、782-1、783、785-1、786及び787、字梓之元1291-1、1292、1313及び1314の各一部	政令第13条の2第1号
117	大府市朝日町六丁目10番1並びに知多郡東浦町大字森岡字葭野1番9、6番及び37番	政令第13条の2第1号
118	豊川市千両町折橋1の2、1の3、7、10、14から19まで、20の3、21の2、22、23、24の2、27、28の1から28の5まで、29の1から29の5まで及び30の2、間ノ田9の4、10の1から10の3まで、11の1から11の3まで、14の1、15の1、16、17の1、18の1及び18の2の全部並びに折橋1の1、2の1、2の3、2の4、3の1、6の1、8の1、9の1、11の1、12、13の1から13の3まで、20の1、20の2、21の1、24の1、25、26、30の1及び31から33まで、間ノ田9の1から9の3まで及び47、深田1の1、38の32及び39の各一部	政令第13条の2第1号
119	豊川市萩町ゲンザウ65の1、66の1、67、93の70、93の71、93の173及び93の179の各一部	省令第12条の31第2号
120	弥富市鳥ヶ地一丁目218番1の全部	政令第13条の2第1号
121	半田市日東町4-15の一部	政令第13条の2第1号
122	半田市州の崎町2-42、2-67及び2-215から2-217までの全部	政令第13条の2第1号

番号	指定区域	埋立地の区分
123	知多郡東浦町大字森岡字外新切32-1、33-1、34-1、35-1、36-1、37-1、38-1、39-1、41-1及び42-1の全部	政令第13条の2第1号
124	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田97-8の一部	政令第13条の2第1号
125	幡豆郡一色町大字小藪字船江西152番1の一部	政令第13条の2第1号
126	西尾市貝吹町大牛切30番、35番から40番まで、42番、44番、45番、46番1、46番2、47番、48番、48番1、48番2、49番1、49番2、50番から64番まで、64番1、65番5から65番8まで、69番8及び69番9の全部並びに29番、31番から34番まで、41番及び43番の各一部	政令第13条の2第1号
127	田原市高松町岩ケ下73番1から73番3まで及び76番の各一部	政令第13条の2第1号
128	愛西市鵜多須町二本松115番、117番1及び117番2の各一部	政令第13条の2第1号
129	常滑市金山字西石田14番340から14番342まで、14番355、14番356及び14番378から14番381までの全部並びに6番、14番343及び14番357の各一部	政令第13条の2第2号
130	常滑市金山字西石田14番344から14番346まで及び14番358から14番360までの全部並びに6番、14番343及び14番357の各一部	政令第13条の2第2号
131	常滑市金山字西石田6番の一部	政令第13条の2第2号
132	常滑市金山字西石田6番の一部	政令第13条の2第2号
133	常滑市金山字西石田6番の一部	省令第12条の31第2号
134	半田市州の崎町2番17、2番21、2番45から2番48まで、2番77から2番79まで、2番164及び2番165の各一部	政令第13条の2第1号
135	知多郡美浜町大字奥田字新池48番、49番、50番2及び50番6から50番8までの全部並びに47番の一部	政令第13条の2第1号
136	大府市吉田町弥左エ門脇1番3、1番55、1番77、3番1及び6番4の全部	政令第13条の2第1号
137	新城市川路字加生沢20番8、20番18、20番19、20番35、20番38、20番39、20番46、22番及び23番の全部並びに字加生沢20番1の3、20番6、20番20、20番28、20番47、21番、24番1及び24番2並びに字萩平1番274、1番275、1番278及び1番375の各一部	政令第13条の2第1号
138	日進市竹の山二丁目1812番及び1915番の全部並びに竹の山二丁目109番、1501番、1607番、1608番、1709番、1810番、1811番、1813番、1914番、1916番、1917番、2812番及び2818番から2822番まで並びに竹の山三丁目2117番の各一部	省令第12条の31第1号
139	日進市竹の山三丁目1106番の全部並びに竹の山二丁目109番並びに竹の山三丁目1001番から1004番まで、1009番から1011番まで、1107番、1109番、2117番、2119番、2120番及び2126番の各一部	省令第12条の31第1号
140	新城市一鉢田字上赤座43番の一部	政令第13条の2第1号
141	安城市藤井町南高根2番、3番、35番、36番、37番1から37番3まで及び38番1並びに丸山362番1から362番3まで、363番2、364番1、364番2、365番1から365番5まで、367番1から367番3まで及び368番1から368番3までの全部並びに南高根32番1並びに丸山127番、359番、360番、361番、363番1、369番1から369番3まで、372番、373番、379番及び380番の各一部	省令第12条の31第1号
142	津島市新開町3丁目43番から63番まで及び66番並びに中一色町中山1番1の全部並びに新開町3丁目65番及び中一色町中山2番1の各一部	政令第13条の2第1号
143	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1-29及び半田市州の崎町2-234の全部並びに半田市州の崎町2-28の一部	政令第13条の2第1号
144	小牧市大字大草字年上坂5899-1、5899-4、5899-19及び6421から6423までの全部並びに5898-1、6419-1及び6420の各一部	省令第12条の31第1号
145	小牧市大字大草字年上坂6419-2、6434から6436まで、6437-1、6437-2及び6438の全部	省令第12条の31第1号
146	刈谷市泉田町下中割104番、105番及び107番の全部並びに50番1の一部	政令第13条の2第1号
147	田原市相川町長田76番1から76番3まで、77番、78番、85番から89番まで、97番から100番まで、101番1から101番3まで及び102番並びに栗穴1065番及び1066番の全部並びに長田82番、90番、92番及び103番並びに栗穴1055番、1056番及び1060番の各一部	政令第13条の2第1号

番号	指定区域	埋立地の区分
148	豊門市栄町西大根30-2、30-7、30-25から30-28まで、30-66、30-67、30-550、30-551、30-553から30-555まで、30-564から30-567まで、30-575、30-576、30-578、30-579、31-1から31-3まで、32、33-1から33-3まで及び34、大根1-2、1-13、1-45及び1-43並びに南館3-1631及び3-2154の全部並びに西大根30-29、30-30、30-420、30-552及び30-556並びに大根1-42、1-43、1-202、1-1419、1-1424、1-1479、29-1及び29-2の各一部	政令第13条の2第1号
149	愛西市落合町上通35番1の一部	省令第12条の31第2号
150	弥富市海屋二丁目81番、87番1及び89番の各一部	政令第13条の2第1号
151	西尾市一色町佐久島後口70-1、71及び77から81までの各一部	政令第13条の2第1号
152	一宮市光明寺字崩西5-2、字中柵72-14、字白山西1-2、2、84から88まで及び90、字白山1-2、字今助1、7、11、13及び17、字白山前1-2及び1-3並びに字西神明32-3の全部並びに字白山前75並びに字西神明90-1、92-1及び93-1の各一部	政令第13条の2第1号
153	春日井市神屋町字焼山1506番の一部	政令第13条の2第1号
154	知多郡武豊町字南小松谷10番の一部	政令第13条の2第1号
155	大府市宮内町七丁目93番及び135番の全部並びに94番及び136番の各一部	政令第13条の2第1号
156	大府市宮内町七丁目133番、134番、137番及び161番から165番までの全部並びに95番、131番、132番、166番、167番及び171番の各一部	政令第13条の2第1号
157	高浜市稗田町二丁目5番地2及び5番地3の各一部	政令第13条の2第3号
158	刈谷市泉田町下中割22番、25番、26番及び29番並びに西割38番から46番まで、47番3、48番2及び57番から59番までの全部並びに下中割20番1、21番1、23番、24番、27番、28番、30番2、100番及び101番並びに西割36番1、37番1、55番及び56番の各一部	政令第13条の2第1号
159	安城市和泉町大海古3番1の全部	政令第13条の2第3号
160	海部郡飛島村大字新政成九丁目43番から52番まで、53番1及び54番1の全部	政令第13条の2第1号
161	知多郡南知多町大字内海字奥苔廻間1番1、1番3、1番4、1番6、3番1、4番2、4番3、5番2、18番27、34番から37番まで及び41番並びに中苔廻間3番1、3番2、4番から6番まで及び10番2並びに口苔廻間30番、34番及び35番1並びに口遠廻間1番4、111番及び112番並びに昔水14番4、15番1、15番3、16番3、18番2及び21番の全部並びに奥苔廻間1番2、1番5、1番7、18番42及び40番並びに中苔廻間1番、10番1、11番、13番、14番及び21番並びに口苔廻間30番1、31番1及び40番1並びに口遠廻間1番2、2番3及び110番並びに昔水18番3の各一部	政令第13条の2第1号
162	知多郡南知多町大字篠島字長浜22番23、22番25、57番及び無地番、並びに字棚橋6番32、6番33、25番及び無地番の各一部	政令第13条の2第1号
163	田原市片浜町榎沢157から159まで並びに椿沢9-4、46-5、53-1、60-3、61-3、62-3、63-2、85-29、85-32、88、92及び94並びに南瀬古94-1、227及び229並びに山畑10-4、10-7、110及び112の全部並びに榎沢151-1、155、160及び164並びに椿沢1-1、3-1、3-2、3-6、3-10、7-3、8-1、8-6、9-2、9-6、46-1から46-4まで、54-3、55-2、85-30、85-44、86、87、89、93及び95から99まで並びに南瀬古73-1、80-1、88-1、93-1、137、222、225、226及び230から232まで並びに山畑1-4及び8-1の各一部	政令第13条の2第1号
164	新城市作手菅沼字寺ノ入12番5の一部	政令第13条の2第1号
165	刈谷市泉田町西沖ノ河原1番2及び下中割92番2から92番4までの全部並びに西沖ノ河原1番1、1番5、1番6、50番1及び50番2、東割61番1、61番3、62番1及び62番3並びに下中割50番1及び50番3の各一部	政令第13条の2第2号

- 備考1 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)を、「省令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいい、指定区域がそれぞれの規定に該当する埋立地であることを示す。
- 2 指定区域の欄に掲げる区域は、1から107までは平成18年3月31日、108から114までは平成20年2月8日、115から119までは平成21年2月20日、120から127までは平成22年6月18日、128から134までは平成24年5月15日、135から139までは平成25年8月30日、140から141までは平成26年11月7日、142から143までは平成28年1月29日、144から145までは平成28年7月5日、146から149までは平成29年3月24日、150から152までは令和3年3月12日、153から159までは令和3年8月13日、160から163までは令和4年10月21日、164は令和5年10月20日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。
 - 3 1から107までは平成18年3月31日付け愛知県告示第294号及び平成18年4月28日付け愛知県告示により、108から114までは平成20年2月8日付け愛知県告示第69号により、115から119までは平成21年2月20日付け愛知県告示第94号、120から127までは平成22年6月18日付け愛知県告示第389号、128から134までは平成24年5月15日付け愛知県告示第333号、135から139までは平成25年8月30日付け愛知県告示第438号、140から141までは平成26年11月7日付け愛知県告示第547号、142から143までは平成28年1月29日付け愛知県告示第27号、144から145までは平成28年7月5日付け愛知県告示第315号、146から149までは平成29年3月24日付け愛知県告示第134号、150から152までは令和3年3月12日付け愛知県告示第105号、153から159までは令和3年8月13日付け愛知県告示第340号、160から163までは令和4年10月21日付け愛知県告示第419号、164は令和5年10月20日付け愛知県告示第409号により指定。
 - 4 116と152については、令和3年4月1日から一宮市指定分に移管されています。